解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

佐賀県佐賀市下田町四番一三号

佐賀県電設資材卸業協同組合

清算人　内山　修

配当公告

福岡県大川市大字向島二〇一四番地一

破産者　株式会社福山鉄工所

右の者に対する福岡地方裁判所柳川支部平成二十一年（フ）第四十七号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四三六、四三五、三七一円

優先債権　金二五、七四一、四一三円

一般債権　金四一〇、六九三、九五八円

一、配当することのできる金額

優先債権　金一七、〇三三、八七三円

平成二十四年五月七日

福岡県久留米市中央町三七―二〇―三階

破産管財人　樋口　明男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別郡遠軽町豊里二五二番地、最後の住所北海道紋別郡遠軽町東町三丁目一番地七二

被相続人　亡　中川　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

北海道紋別郡遠軽町東町二丁目一番地二〇

司法書士みどり法務事務所

相続財産管理人　司法書士　辻　香澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道滝川市西町六丁目一二七番地六、最後の住所北海道滝川市扇町二丁目一番三二号

被相続人　亡　森　友之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

北海道滝川市扇町三丁目九番三四号

事務所北海道滝川市大町一丁目八番一号産経会館二階

相続財産管理人　弁護士　丸山　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県九戸郡軽米町大字晴山第一一地割一番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小笠原喜美夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

青森県八戸市根城七丁目一一番三三号弁護士法人あおば綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　秀隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市湯口字大沢一八七番地二、最後の住所岩手県花巻市湯口字松原五三番地一　大谷荘

被相続人　亡　藤井　キヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

岩手県花巻市上町五番二二号　はなまき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安部　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵野市境南町五丁目三番、最後の住所埼玉県蕨市南町三丁目二番一号ルピナス蕨二〇一号

被相続人　亡　小暮　良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番一六号　浦和大熊ビル三階

相続財産管理人　弁護士　伊東　結子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県和光市白子二丁目二六番、最後の住所埼玉県和光市白子二丁目二六番七号

被相続人　亡　渡部　通生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―二

駒崎ビル四〇二号　高橋徹総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区吾妻橋三丁目二番地三、最後の住所東京都葛飾区堀切二丁目二四番一号

被相続人　亡　二村　明子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

東京都中央区京橋一丁目一番一号八重洲ダイビル五階真和総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武市蓮沼ハの五五二番地、最後の住所東京都江東区東陽五丁目一五番一三号

被相続人　亡　土屋　秋司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

東京都中央区銀座七丁目一六番一四号銀座イーストビル七階銀座新明和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　眞弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区八丁堀三丁目一二番地二、最後の住所東京都世田谷区下馬二丁目二一番一一号フレンズ世田谷センタービル

被相続人　亡　竹内　せき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル七階七〇八区―B千葉法律事務所　相続財産管理人弁護士　千葉　宗武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所川崎市浜町二丁目一七番地

被相続人　亡　中溝忠雄こと　鄭　在連

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

川崎市川崎区榎町一番一号川崎センタービル六階

相続財産管理人　弁護士　若松みずき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県野々市市本町一丁目一五三番地、最後の住所石川県野々市市御経塚一丁目四一七番地

被相続人　亡　宮本　留吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

石川県金沢市小金町六番一四号小金ハイツ一〇二号

相続財産管理人　浦田　徳久

2011年12月期決算公告

平成24年5月7日

中華人民共和国香港特別行政区セントラルファイナンスストリート8番IFC2　29階

イタウ・アジア・セキュリティーズ・リミテッド

代表取締役　ロベルト・マサル・ニシカワ

貸借対照表の要旨

（平成23年12月31日現在）

（単位：千香港ドル）

科目		金額
資産の部	流動資産	199,680
	固定資産	6,232
	繰延資産	5,450
	合計	211,362
負債及び純資産の部	流動負債	19,671
	株主資本	191,691
	資本金	161,117
	その他利益剰余金	30,574
	合計	211,362